

内閣府障害者制度改革担当室障害者政策委員会「ワーキングセッション」ヒアリング

富山県育成会理事・社会福祉士・成年後見法学会制度改正委員 細川瑞子 20150522

「成年後見制度も意思決定支援も、知的障害者には必要」

1．知的障害者が置かれた現実と、親の変わらぬ願い

私は、最重度（言葉なし、身辺自立できず、歩けるが危険を認知できず）3歳の子の親。親は、子が大人になっても世話しているが、いつかは子を社会に残して行く運命。（親がいなくても）子が社会で安全かつ豊かに生きて行って欲しいと、いつも願っている。

2．障害者権利条約による人格尊重と意思決定支援は同じではない

障害者がひとり的人格として遍く尊重されることは大事なこと。しかし、知的障害者の場合、何でも本人の意思決定に委ねることはできない。障害特性への配慮が必要である。

3．知的障害者の障害特性

軽度の人、支援されれば自分で決定できるが、損得の判断が苦手で、迎合性があり、不合理な決定へ誘導されやすく、支援によって異なる決定に至る（認知症高齢者も同じ）。

一方、重度の人の中には、不利益を理解しないまま何でも「はい」と答える人や、現実に意思決定できない人もいる。どんな重度の人にも意思がある、と見做してはならない。

4．「自分の意思で決めること」も「守ること」も権利擁護

意思決定支援は、本人意思の尊重だが、意思を絶対視すると、本人に大きな不利益を負わせる恐れもある。判断能力の弱さを障害特性とする知的障害者にとっては、守ることも重要。知的障害者には支援しても理解できないことがあり（相続放棄、担保権等）守られる必要がある。しかし、意思決定できない人でも、一人の人格として尊重されるべき。

5．成年後見制度による代理・同意・取消は「守る」ことが目的

契約社会では、生活を守り、活動範囲を拡げるためにも、代理は不可欠。成年後見人には法的権限があり、本人の生活を守るために代理決定や同意・取消をする。一方、意思決定支援は、支援者には法的権限がなく、無責任になりがち（本人の不利益を見逃す恐れも）。

6．成年後見制度と意思決定支援の守備範囲は違う

日常生活の範囲（毎日の活動）においては、意思決定支援は有効であり、本人の生活が豊かになり、本人も満足する。一方、本人に取り返しのつかない不利益を及ぼす重要法律事項の決定は、成年後見制度で守る必要がある。民法の重要法律事項（保佐人の同意を必要とする行為... 13条1項）には、借金、保証、不動産売買、訴訟行為、相続等がある。これらの事項は、支援しても本人だけで意思決定させてはならない。また今後、身上監護の重要事項（権利侵害、心身の急変時、親の死後の暮らし等）を、明確にすべき。

7．知的障害者には、成年後見制度も意思決定支援も必要

重要法律事項については、障害特性を十分理解した成年後見人が、本人の秘められた思いを忖度し、最善の利益をめざし、責任を持って決定することが必

要（多くの法律・福祉の専門家が成年後見人に就任している今、認知症高齢者や知的障害者への理解が深まり、社会の責任が明確になってきており、社会啓発としても意味がある）。

一方、日常生活においては、本人の気持ちに寄り添い、普段の生活を熟知した支援者が支援をして、本人の意思表出が可能になれば、本人の生活はより豊かになる（福祉の役割）。

成年後見人と意思決定支援者の役割分担、あるいは双方で協議の場を設ける等の制度設計が、判断能力に困難を抱える知的障害者への合理的配慮であるといえよう。

以上